



はまクル認定クラブ 補助金制度に関する説明会

本日の説明会の主な説明内容

- はまクル認定クラブに関する補助金制度の目的
- 補助金制度の詳細
 - ・ 補助金額の算出方法
 - ・ 補助金の申請方法・スケジュール
 - ・ 補助金の適切な執行・証憑管理
- 指導者謝金に係る税務処理と源泉徴収
- 事前質問に対する回答・今後のご質問等への対応
- 個別相談



はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金制度の手引き（案）

浜松市教育委員会学校・地域連携課

本手引きの完成版については、説明会での質問事項をまとめた「Q&A集」とともに、7月中旬までにホームページ等で公開します。

はじめに

この手引きは、令和8年度9月より実施される部活動の地域展開に係る補助金制度を申請するための手引きです。補助金の仕組みや申請の手続き、さらに指導者の謝金に係る税務処理の要点をまとめたものとなります。この手引きの主なポイントは5点です。

①【ポイント1】補助金制度の目的

- ◎補助金制度の目的は、はまクル認定クラブが休日の部活動の地域展開を円滑に行い、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の基盤として運営していくことです。
- ◎クラブ運営については、受益者負担が基本であり、休日の部活動が地域クラブ活動に移行することで生じる負担増加分を軽減することが前提となります。

②【ポイント2】補助金の算出方法

- ◎田が示す「指導者数」や「参加生徒数」から導かれる『補助単価』と、クラブの「対象経費」から「参加費等の収入」を差し引いた額『補助金算定額』を比較し、低い方の金額が補助金額となります。

③【ポイント3】補助金を申請するための準備

- ◎市としては、各クラブの事務負担軽減の観点から電子申請を推奨しますが、難しい場合は必要書類の郵送等による申請も受け付けます。
- ◎補助金を電子申請で行うための準備として、デジタル庁が提供する法人・個人事業主向けの共通認識システム「GビズID プライム」アカウントの取得が必要となります。
※「はまクル認定クラブ」は、原則個人事業主の扱いとなります。

④【ポイント4】証憑管理の徹底

- ◎公金利用の観点から、発預・発主・納品・検収・支払の5ステップを遵守し、特に「発預書・請求書・振込明細（領収書）」の3点セットを5年間保存する義務があります。

⑤【ポイント5】正しい税務処理

- ◎指導者（個人）への謝金は「報酬」として扱い、原則10.21%の源泉徴収が必須となります。
預かった税金は「翌月10日」までに金融機関を通じて税務署へ納付しなければなりません。
- ◎「e-Tax（イータックス）」を利用した源泉所得税の電子納付（ダイレクト納付等）を活用し、事務負担の軽減を図ることを推奨します。

はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金制度の手引き（案）

「手引き」 マーク

①【ポイント1】補助金制度の目的

②【ポイント2】補助金額の算出方法

③【ポイント3】補助金の申請方法・スケジュール

④【ポイント4】補助金の適切な執行・証憑管理

⑤【ポイント5】正しい税務処理と源泉徴収

申請様式（案）・参考資料等

源泉徴収の手引き（案）

はまクルポータルサイト周知チラシ



1 はまクル認定クラブに関する補助金制度の目的

現在の進捗状況

「はまクル指導者人材バンク」登録申請

- ・ 4月10日（金）より 随時受付中

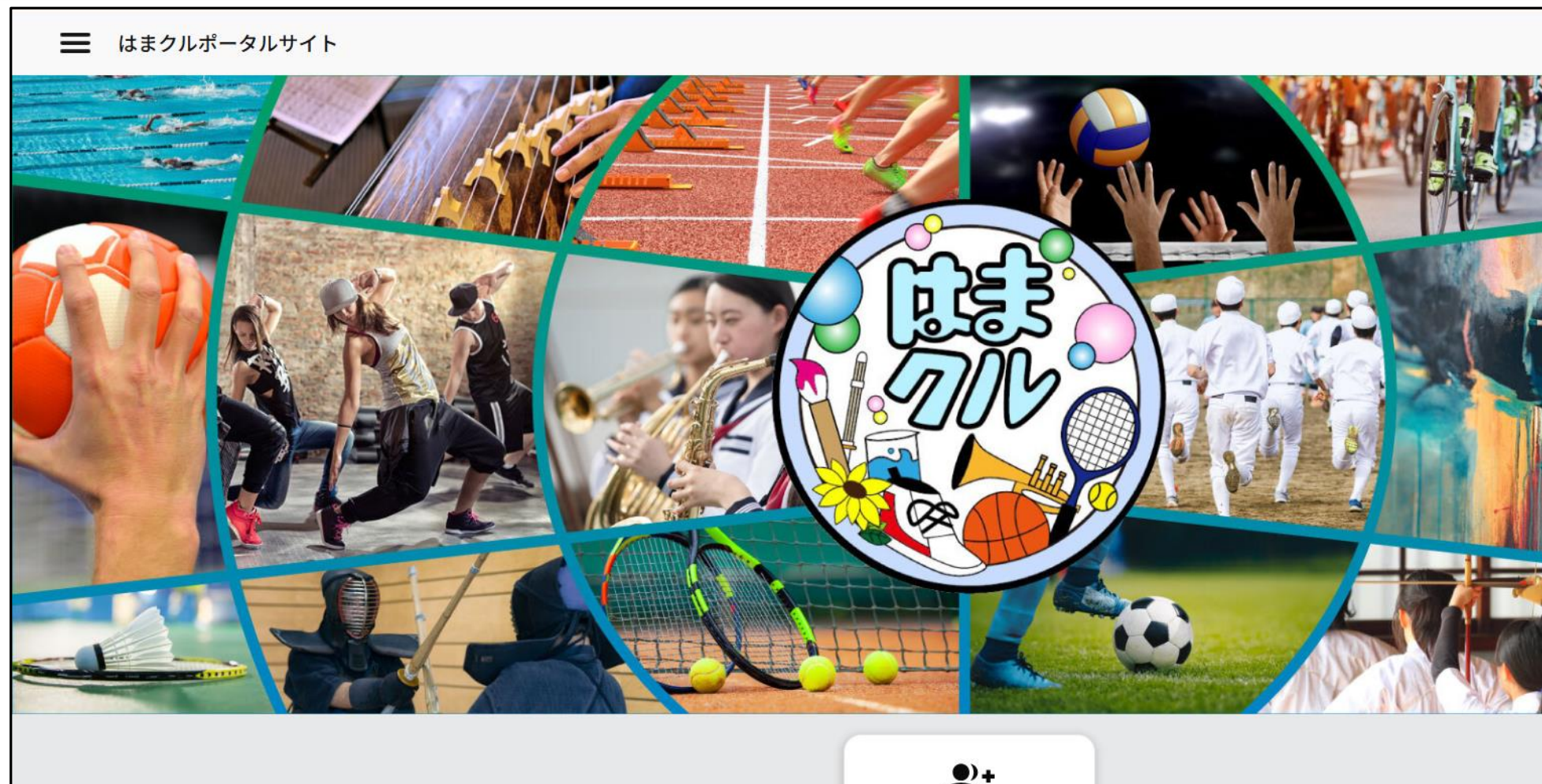
「はまクル認定クラブ」認定申請 ※令和8年度（初年度特別措置）

- | | |
|-----------|------------------------|
| ・ 第1次申請期間 | 4月24日（金）～5月22日（金） |
| 認定結果送付 | 5月15日（金）～6月 5日（金） |
| ・ 第2次申請期間 | 6月 5日（金）～6月26日（金） |
| 認定結果送付 | 6月24日（水）～7月17日（金） |
| ・ 第3次申請期間 | 7月10日（金）以降、随時受付 |
| 認定結果送付 | 申請受領日から2～3週間程度で送付 |



「はまクルポータルサイト」への公開

4



クラブを探す

募集中のクラス (1)

通常クラス・初心者大歓迎

一緒にソフトボールを楽しみましょう！まずは体験をして、活動を自分自身で感じてみよう！



はまクルポータルサイト



ソフトボールクラブ

個性豊かな仲間たちと、元気いっぱいに活動中！
笑い声と時々大きな叫び声（！？）が飛び交うにぎやかなチームです。
全力プレーはもちろん、人としての成長も大切にしています。
『仲間と共に輝き続けろ』
どこまでも挑戦し、一人では届かない場所も、仲間となら超えていける。
想いを一つに、それぞれの光を重ねて、チームの輝きへ！

種目・分野

ソフトボール

対象地域・学区

南部中学校区, 江西中学校区, 曳馬中学校区, 西部中学校区, 八幡中学校区, 中部中原中学校区, 天竜中学校区, 与進中学校区, 笠井中学校区, 丸塚中学校区, 中郡中学校区, 東部中学校区, 南陽中学校区, 東陽中学校区, 新津中学校区, 江南中学校区, 浜中学校区, 浜北北部中学校区, 亀玉中学校区, 北浜東部中学校区, 清竜中学校区,



① はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金

はまクル認定クラブを対象に、クラブ活動費の支援

② 地域クラブ参加促進事業費補助金

就学援助を受給している世帯を対象に、はまクル認定クラブへの参加費等の支援

⇒今後さくら連絡網や学校等を通じて周知



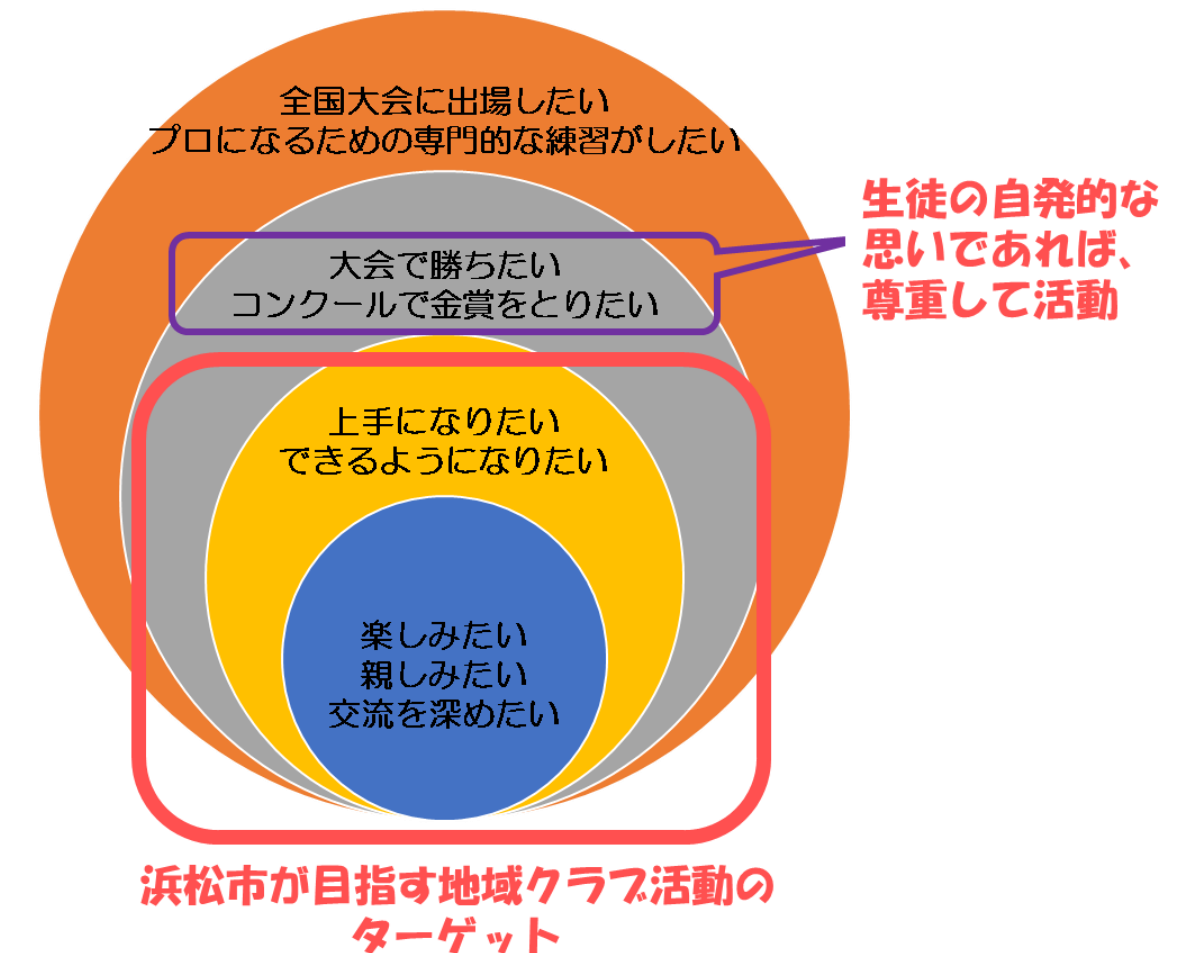
浜松市が目指す地域クラブ活動「はまクル」の趣旨

【基本理念】 **「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」**
「持続可能な活動環境の構築」

これまで部活動が果たしてきた教育的意義を継承・発展させつつ、
 新たな価値を創出させる

【運営】 営利を主たる目的とした運営ではなく、
できる限り低廉な参加費等を設定し、
 どの生徒でも参加できるようにする

【ターゲット】 **「楽しみたい」「上手になりたい」**
「仲間や地域の方と交流を深めたい」
 といった目的をもつ生徒を対象した活動
 ⇒勝利至上主義的な活動ではない

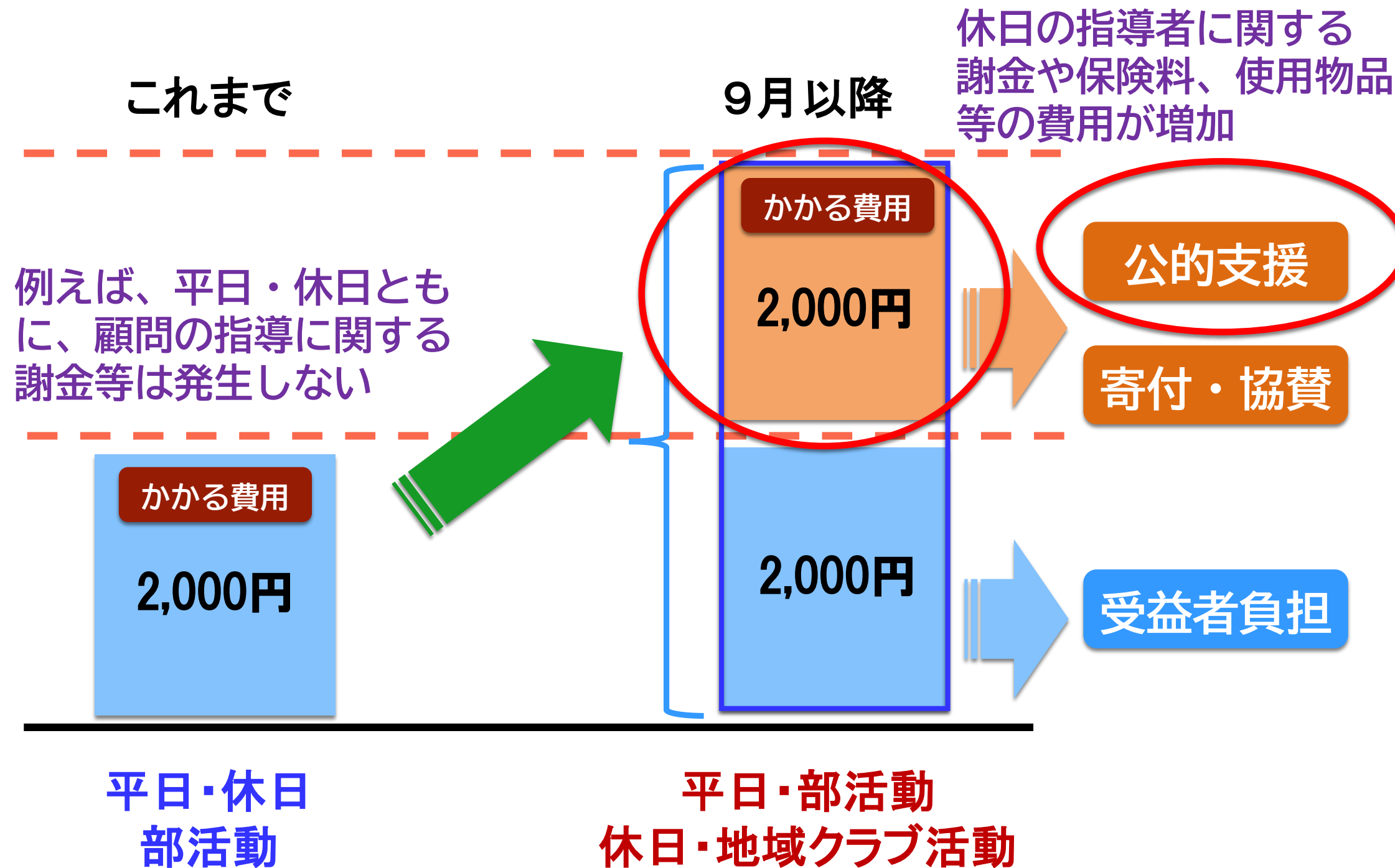


クラブへの参加を希望する生徒が参加できる体制づくり

手引き
P2

7

部活動に係る家庭の経済的負担のイメージ



- ・ 受益者負担を「0」にするためのものではない
- ・ 「選手強化」を目的としたものではない
- ・ 平日の活動やはまクルでない活動は対象外

◎地域展開による家庭の負担増加分を補填する方策の1つ

※部活動とは連動しない既存のクラブやスクール等を運営する民間事業者が運営団体のクラブも同様

各クラブの将来的な「自走運営」を前提とした包括的支援

手引き
P2

8

①地域の受け皿づくり

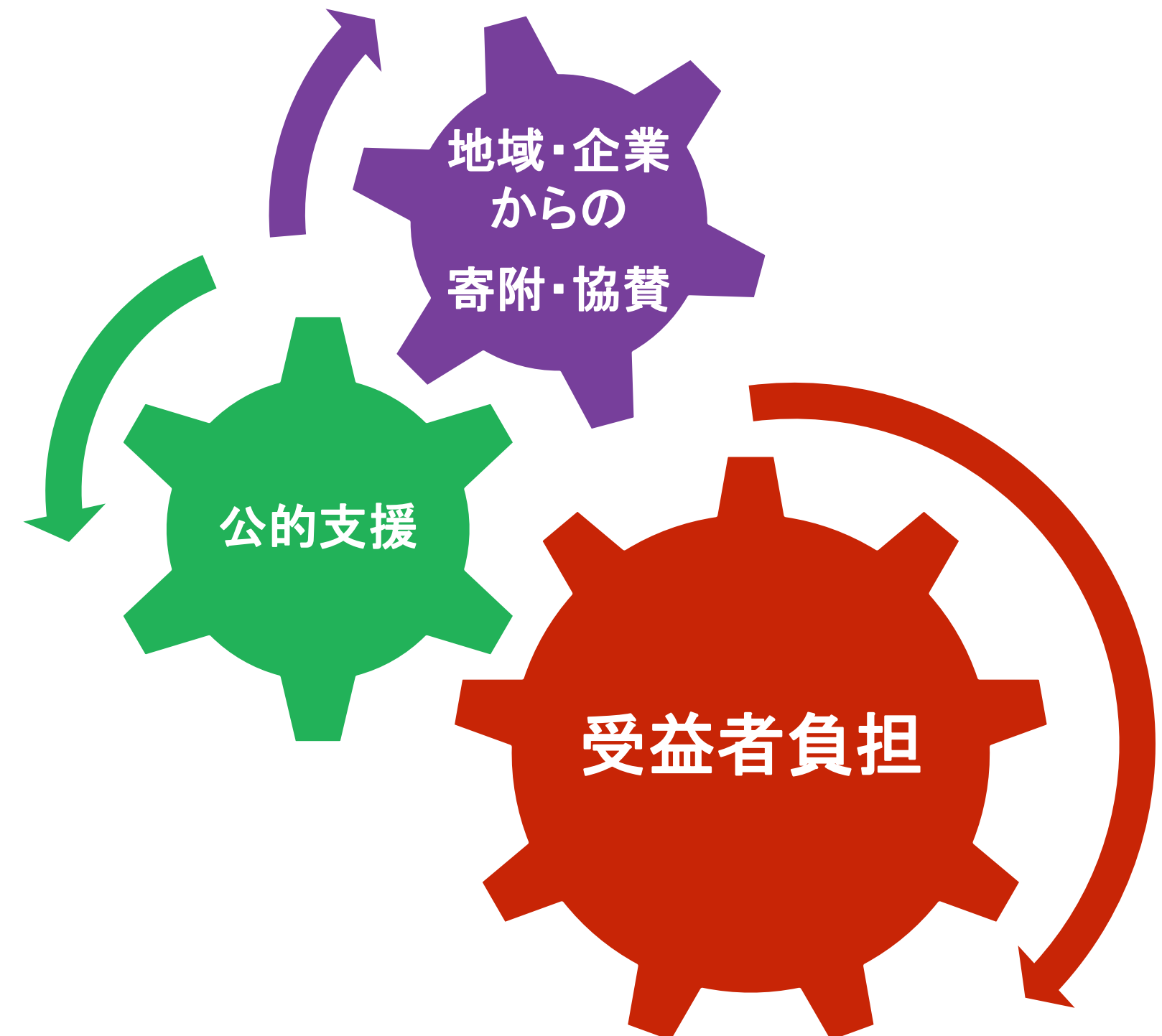
組織体制や運営基盤の構築支援

②指導者の確保と支援

適切な謝金の支払いや安全な活動環境の整備

③財政的な自立へのステップ

持続可能な運営を目指し、自立した運営体制の整備





① 補助単価

補助金の対象期間

令和8年度（初年度特別措置）
令和9年度以降

9月から2月（最大6か月間）
4月から2月（最大11か月間）

【資料1】 令和8年度の補助単価一覧（9月～2月までの最大6か月分）

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。 単位：円

No.	区分	月4回程度活動		月3回程度活動		月2回程度活動		月1回程度活動	
1	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ	336,000	スポーツ	275,000	スポーツ	213,000	スポーツ	152,000
		文化	345,000	文化	284,000	文化	223,000	文化	161,000
2	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ	288,000	スポーツ	237,000	スポーツ	186,000	スポーツ	136,000
		文化	298,000	文化	247,000	文化	196,000	文化	145,000
3	参加生徒数5人～12人で 指導者を2人配置	スポーツ	211,000	スポーツ	178,000	スポーツ	145,000	スポーツ	112,000
		文化	221,000	文化	188,000	文化	155,000	文化	122,000

◎「補助対象経費」= A

※休日の活動実施に要した費用のうち、手引き
P5で対象経費として示されているもの

◎「参加費等の収入」= B

※月会費や入会金などの受益者負担（地域・企業等の寄付、協賛金等の収入は算定外）

計算例） 毎月の参加生徒数の平均×参加費×最大6か月分

※参加生徒及び指導者の保険料については、今年度のみ対象外経費とする

◎ $A - B =$ 「補助金算定額」 = C

◎補助割合

市が補助する割合は1/2以内の額を上限

◎補助基準額の決定

「① 補助単価」と「② 補助金算定額」を比較し、低い方の額が補助基準額



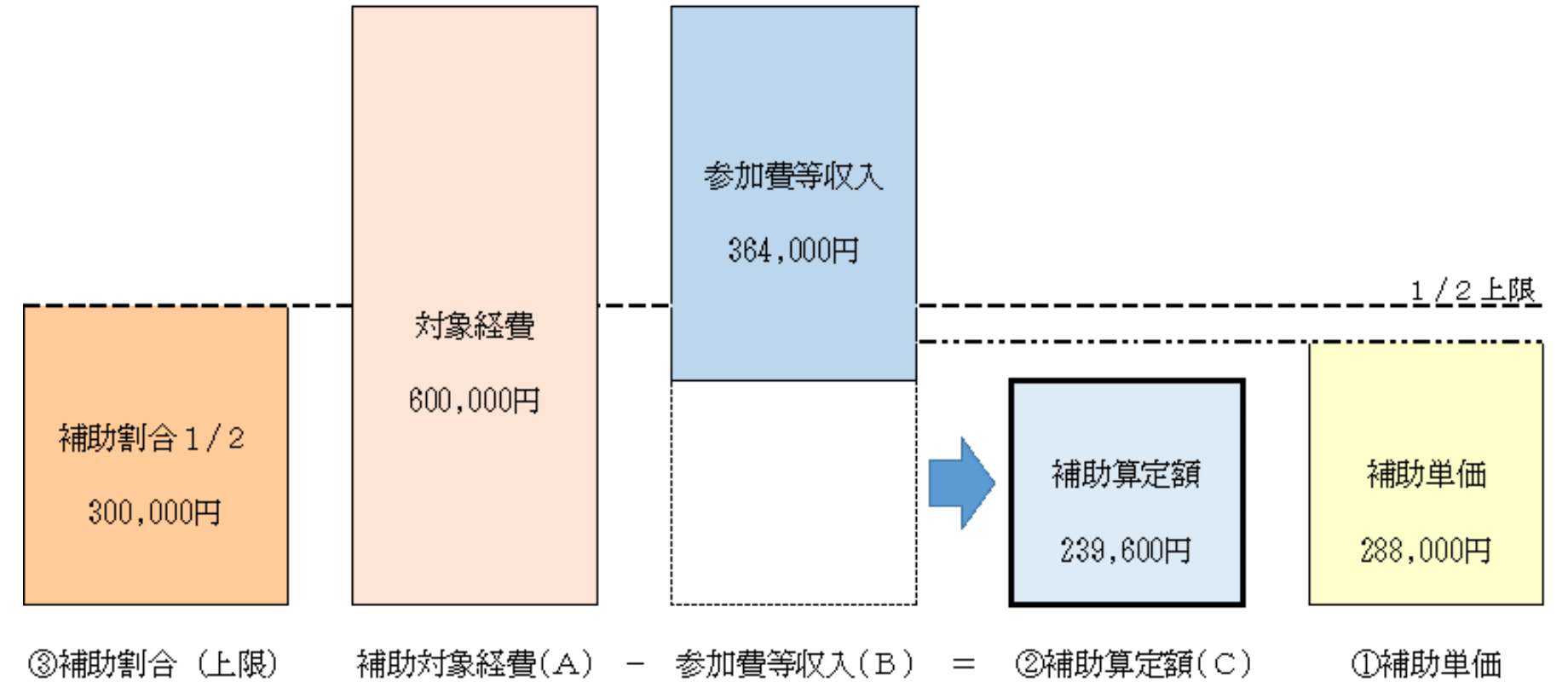
補助基準額 算出シミュレーション

手引き
P4

11

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下

No.	区分	月4回程度活動	
1	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ	336,000
		文化	345,000
2	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ	288,000
		文化	298,000
3	参加生徒数5人～12人で 指導者を2人配置	スポーツ	211,000
		文化	221,000



例) スポーツ系地域クラブ・参加生徒数20人・指導者2名・月4回程度活動の場合

- ①『補助単価』 288,000円
A『補助対象経費』 600,000円
B「参加費等の収入」 361,000円
A－B ②『補助金算定額』 239,000円＝C ※千円未満切り捨て
③『補助割合』 (上限) 300,000円 Aの1/2
補助基準額 239,000円 (1,000円未満は切り捨て)



補助金の対象経費一覧

手引き
P5

12

	対象経費	対象経費の例	対象外経費	必要となる証憑資料
1 諸謝金	外部有識者や指導者等に対して払う謝礼	・指導者謝金 ・運営スタッフ謝金 ・指導補助(見守り)ボランティア等謝金	・菓子折り ・金券 ・商品券	☐ 謝金単価表(単価設定の理由が分かる書類) ☐ 依頼したことを示す書類(依頼書) ☐ 実施したことを示す書類(業務月報) ☐ 支払いを証明できる書類(領収書等)
2 旅費	指導者等の交通費 (原則、公共交通機関に限る) 事業の実施に必要な旅費 (地方公共団体の旅費規程、もしくは国家公務員等の旅費に関する法律を準用)	・指導者、スタッフ、ボランティアの交通費 ・会議・研修参加のための出張旅費	・参加者の交通費(乗車賃や自家用車のガソリン代等の補助など) ・外国旅費 ・タクシーまたはレンタカーに係る旅費(公共機関が整備されていない・使用できない特別な場合は除く)	☐ 出張命令や依頼文、大会要項等 ☐ 経路・金額が分かる書類 ☐ 支払いを証明できる書類
3 借料及び損料	一時的に借り上げる物品、施設、バス等の使用料	・体育施設等、用具保管場所の借上料 ・機材・備品のレンタル料 ・貸切バス等のレンタル料	中学生、指導者以外に係る借用料 補助対象期間外のレンタル料金等	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払証明書類または領収書 ※発注書(控)または申込書(控)または契約書(写し) ☐ リース・レンタルに関する理由書(パソコンや複合機等の汎用性が高い製品をリースする場合、本事業への占有を証明する理由書が必要です。) ☐ 大会・会議等を実施したことが分かる書類一式(開催通知・要項、参加者・出席者名簿等) ※バス借り上げの際の用件、行先、経路等を確認できる書類
4 消耗品費	事務用消耗品、参加者が共用するスポーツ用品・用具等、事業を行うために必要な物品であって備品でないもの	・コピー用紙やファイル、筆記用具など文房具 ・野球のボールなど参加者が共用するスポーツ用品・用具等 ・救急用品等(熱中症対策用飲料含む)	・参加者等が個人で所有し、使用するもの(ユニフォーム等は団体が所有し、貸与するものであれば可) ・明確に使用状況が区分できないもの	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払いを証明できる書類(レシートなど購入品の詳細が分かるもの) ※明確に使用状況が区分できないものは補助対象外です。

補助金の対象経費一覧

手引き
P5

13

	対象経費	対象経費の例	対象外経費	必要となる証憑資料
7	通信運搬費	事業に必要な郵送料、運送代、通信・電話料に関する経費(携帯電話は団体が契約するもの、切手は本事業で使用する最低限な枚数)	・郵送料(切手、宅配料) ・団体が契約する携帯電話使用料・インターネット接続料	・個人名義の携帯電話使用料 ・補助事業期間内に使用予定がない大量の切手の購入
8	雑役務費	事業の目的を達成するために付随して必要になる軽微な請負業務、振込手数料、著作権使用料、地域クラブ向けアプリ使用料等	・金融機関等の振込手数料 ・部活動認定地域クラブ向けアプリ使用料 ・HP作成、管理料 ・資格登録料	・振込手数料(内容と金額がわかる資料 ※振込明細書など) ・システム使用料(見積書・請求書・支払いを証明できる書類) ・資格登録料等(見積書・請求書・支払いを証明できる書類、登録証・定証(写)) ・HP作成<請負業務>(見積書・契約書・仕様書・請求書・支払証明書類・完了報告書・団体の検収)
9	保険料	指導者や参加する生徒、運営団体等の保険料	・指導者、クラブ員スポーツ保険料 ・指導者賠償責任保険料 (今年度については対象期間から外れるため、全額対象外経費となります)	・中学生・指導者以外の保険料 ・参加者から保険料を徴収した保険料
10	備品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続して使用でき、5万円以上のもの)の購入	・スポーツ用具等備品(共用で使用するもの) ・認定クラブに必要な器具類	・事業の目的を超えて広範に利用され得る備品 ・個人所有のスポーツ用具等備品 ・高額な備品は留意

(1) 2種類の受け取り方式

手引き
P6

① 『概算払い』(先払い方式) 【上限額: 補助基準額の約6割】

- ・ 申請後、精算払いより早い段階で見込み額を受け取ることが可能
- ・ 見込み額の算定を入念に行う必要があり、申請時の手続きが精算払いに比べて複雑

② 『精算払い』(後払い方式)

- ・ クラブの資金で年間の活動を実施後、実績報告に基づき確定額を受取
- ・ 対象経費に係る実績分を年度末に精算して受け取るため、申請時の手続きは概算払いに比べて比較的容易



(2) 申請時に必要な書類

手引き
P7

【両方式共通】

- ◎ 浜松市はまクル認定クラブ活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ◎ 事業計画書（変更事業計画書）（第2号様式）
- ◎ 収支予算書（変更収支予算書）（第3号様式）

【概算払い方式を選択する場合】

- ◎ 浜松市はまクル認定クラブ活動事業費補助金概算払承認申請書
（第14号様式）
- ◎ 資金計画表（第15号様式）

※書類の様式は、手引きの完成版とともに、7月中旬までに市ホームページに公開



(3) 申請方法

手引き
P7・8

◎今年度の申請は、紙媒体での申請（郵送または持参）

- ・申請書類の確認期間を設け、「はままつスマート申請」を活用して、**事前に申請書類の内容を事務局が確認**
- ・不備等を修正したうえで、完成した申請書類に押印（クラブ代表者）して提出

※事前確認の専用フォームは、申請期間前までに、市ホームページに公開

【提出先・事務局】

〒430-0929

浜松市中央区中央1-2-1 イースタージ浜松オフィス棟6階

浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ 宛て

※封筒の表面に、朱書で「はまクル認定クラブ補助金申請書類 在中」と記載

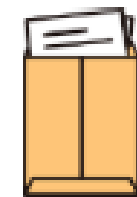


(4) 申請スケジュール

手引き
P7

17

	概算払い方式	精算払い方式	申請様式・備考
申請書類 確認期間	7月22日(水)～ 8月21日(金)	7月22日(水)～ 10月23日(金)	電子申請による申請書類の内容確認 電子申請が難しい場合は事務局へ相談 ※1
申請書類 提出期間	8月3日(月)～ 8月31日(月) 郵送：当日消印有効 持参：17時まで	8月3日(月)～ 10月30日(金)	郵送または持参による提出 【両方式共通】第1・2・3号様式 【概算払い方式】+第14・15号様式
補助金額通知日	9月15日(火)頃 ※2		決定通知(第4号様式)等を送付する日
補助金額振込日	10月7日(水)		概算払い方式は事前に概算払請求書 (第13号様式)を提出
精算申請期間	3月1日(月)～3月10日(水)		※3
精算金額通知日	3月15日(月)頃		決定通知(第12号様式)を送付する日
補助金額振込日	3月24日(水)頃		



※1・・・申請書類に不備等がある場合は、以降のスケジュール通りに進まない可能性があります

※2・・・精算払い方式については、8月31日(月)までの申請分の通知日

9月以降の申請分については、9月下旬より補助金額を順次通知

※3・・・「概算払い方式」：補助金額の不足分を精算 / 「精算払い方式」：実績分を精算

(5) 申請後の変更等の手続き

手引き
P8

【補助金で購入した財産を処分せざるを得ない場合】

- ◎ 財産処分承認申請書（第7号様式）
- ◎ 財産処分報告書（第9号様式）

※破損による廃棄やクラブの解散など、何らかの理由によって補助金で購入したクラブの備品を処分せざるを得ない場合に提出（消耗品の処分は除く）

【補助金申請額に変更が生じた場合】

- ◎ 浜松市はまクル認定クラブ活動事業費補助金変更交付申請書（第5号様式）

※不測の事態等でクラブの運営状況に急変があった場合等、補助金額を変更すべき正当な理由がある場合にのみに申請が可能



(6) 年度末に提出が必要な報告書類

手引き
P8

- ◎ 浜松市はまクル認定クラブ活動事業費補助金実績報告書（第10号様式）
- ◎ 収支予算書（変更収支決算書）（第11号様式）

※令和8年度分の提出は、精算申請期間の3月1日（月）～3月10日（水）

※補助金の申請の有無に関わらず、すべての認定クラブに市への提出を求めている
年度末の会計報告は、クラブ員及び保護者への適切な情報開示を確認するものである
ため、別途提出を求める（5月末）

(7) 各クラブへの会計監査・指導

手引き
P8

◎会計検査院の検査や市の監査が入る可能性あり

その際には、各クラブの会計書類を提出や立ち合いを求められる場合がある
ので、各種帳簿の管理を厳密に行う。（翌年度から5年間の保存）



(1) 対象経費・対象外経費の判別

手引き
P9

◎公金を活用する以上、使途は「事業目的のために真に必要なもの」に限定



「対象経費」か「対象外経費」かの判別が重要

※手引き p 5 【資料3】 参照

〈対象経費と対象外経費の見極め〉

例：大会で使用するユニフォーム

クラブとして購入し、クラブが管理してクラブ員に貸与するもの→**対象経費**

クラブや個人で購入し、個人の所有物とするもの→**対象外経費**



(2) 取引の「5ステップ」と証憑書類の「3点セット」

手引き
P9

21

【取引の5ステップ】

「①見積」→「②発注」→「③納品」→「④検収」→「⑤支払」

※実績報告及び後日の会計検査に対応するため、証憑書類をホチキス等でまとめ、翌年度から5年間保存 例：令和8年度分は、令和13年度末まで保存



【証憑書類の3点セット】

- ①見積書 : 適正価格での選定を証明するもの
- ②請求書 : 請求金額を確認するもの
- ③振込明細または領収書 : 確実に支払った事実（日付・振込先・金額・クラブ名義）を証明するもの

※証憑（しょうひょう）とは、会計処理の事実を客観的に証明する書類の総称

①「見積」

- ・ 見積書については、商品カタログまたは価格一覧表でも可能
- ・ 10万円以上の取引の場合、複数見積の取得が必要な可能性

②「契約・発注」

- ・ 発注書、契約書、請書、電子メール等により確認

③「納品」

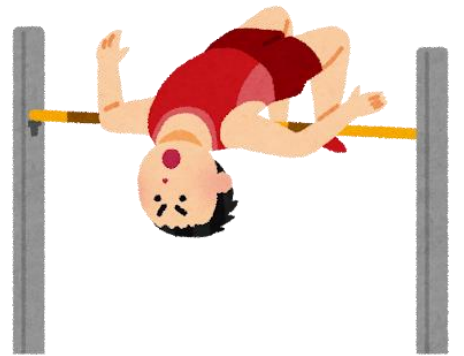
- ・ 納品書、作業完了報告書、業務完了報告書、成果物等を保管
- ・ 物品を購入した場合は、発注書、納品書等を保管
- ・ 店頭で購入した場合は、支出内容及び金額が確認できるレシート又は領収書を保管

④「検収」

- ・ 発注どおりに履行されたかの確認

⑤「支払」

- ・ 請求書、領収書（銀行振込明細書、口座引落記録等）を保管



(1) 報酬の性格と計算

手引き
P11

◎民間事業者や法人等が指導者と雇用契約等を結んでいない限りは、原則「給与」ではなく「報酬」とみなす



- 所得区分 : 「報酬・賃金」として扱う
- 源泉徴収税率 : 支払金額の 10.21% (100万円以下の場合)
- 計算例 :
 - ①謝金総額30,000円の場合
 - ⇒源泉徴収税額は3,063円、指導者手取額は26,937円
 - ②指導者手取額（渡す額）を30,000円にしたい場合
 - ⇒謝金総額は33,411円、源泉徴収税額は3,411円
- 注意点 : 実績報告書には手取額ではなく「源泉徴収前の総額」を記載

指導者等に対し謝礼等の支払いが見込まれる「はまクル認定クラブ」は、**直接所轄の税務署に**この書類を提出してください。

「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」

所轄の税務署を記載してください。
浜松西税務署もしくは浜松東税務署

F01		浜松西 OR 浜松東		税務署長殿	
事 務 所 開 設 者	郵便番号	F05	430 — 1234		
	住所又は本店所在地	F06	浜松市〇〇区〇〇町 1 2 3		
	電話番号	F07	090 — 1234 — 5678		
	フリガナ	F03	〇〇チュウガ ックウ△△クラブ		
	氏名又は名称	F04	〇〇中学校△△クラブ		
	個人番号又は法人番号	F02	(記入不要)		
	フリガナ	H06	ダ 化ヨウ 〇〇 〇〇		
	代表者氏名	H07	代表 〇〇 〇〇		

〇届出内容						
届出書種別 ※次の区分に基づいて数字を記載してください。(開設：1、移転：2、廃止：3)					G01	1
開設・移転・廃止年月日		元号	年	月	日	
	N01	5	8	9	1	
給与支払を開始する年月日		元号	年	月	日	
	N02	(記入不要)				

「元号」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。(令和：5、平成：4)

(注) 「住所又は本店所在地」欄は、個人の方は申告所得税の納税地、法人の方は本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

〇届出の内容及び理由

開設・移転・廃止の内容	G02	7
-------------	-----	---

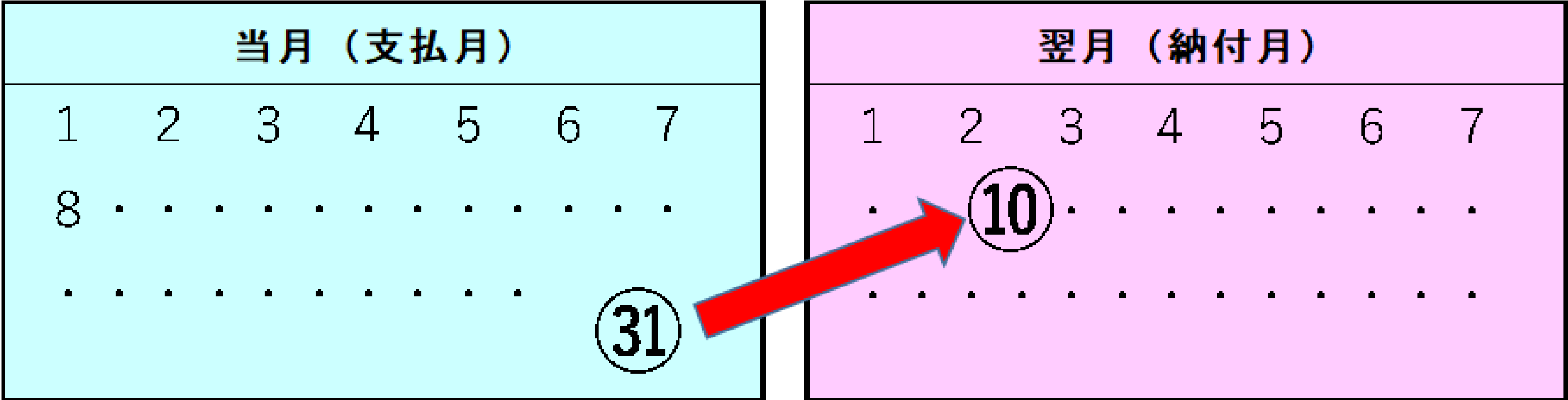
「開設・移転・廃止の内容」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。
(開業又は法人の設立：1、「開業又は法人の設立」以外の開設・2、所在地の移転・3、

(2) 納付期限とサイクル

手引き
P11

源泉徴収税の「毎月納付」サイクル

指導者から差し引いて預かった源泉徴収税は、原則として支払った月の「翌月10日」までに必ず税務署へ納付する義務があります。



ステップ1：当月末

指導者へ謝金を支払い、10.21%の税金を認定クラブの口座で「預かる」

ステップ2：翌月

預かった税金を、金融機関を通じて、管轄の税務署へ納付する（浜松西or浜松東税務署）

年度 (R 8 年度なら「08」)

担当税務署名

国税 収納金 資金 (納付書)

32319

源泉徴収通知書

税 務 署 名 浜松西

税 務 署 番 号 00000000

税 務 署 使 用 機 110

(記入例) ¥1234567890

ひと月に源泉徴収で
謝礼を支払った人数

天引き前の謝礼の合計

天引きした謝礼の合計

コードから選択
(01がほとんどだと思います)

天引きした謝礼の合計

謝礼を支払った月

天引きした謝礼の合計

天引きした謝礼の合計

認定クラブから同一人物に対する **1年間**の支払金額が5万円を超える場合に提出が必要な書類です。

1月1日から12月31日

記載例

令和●年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	浜松市中央区●●町▲▲番地の▲											
	氏名又は名称	●●●●			個人番号又は法人番号 *****								
区分	細目	支払金額				源泉徴収税額							
指導料	はまクル認定クラブ指導料	内	80	000	円内	8	168	円					
(摘要)													
支払者	住所(居所)又は所在地	浜松市浜名区××一丁目●番●号											
	氏名又は名称	浜松市●●中はまクル認定クラブ (電話) 053-***-****			個人番号又は法人番号 3000020221309								
整理欄		①				②							

309

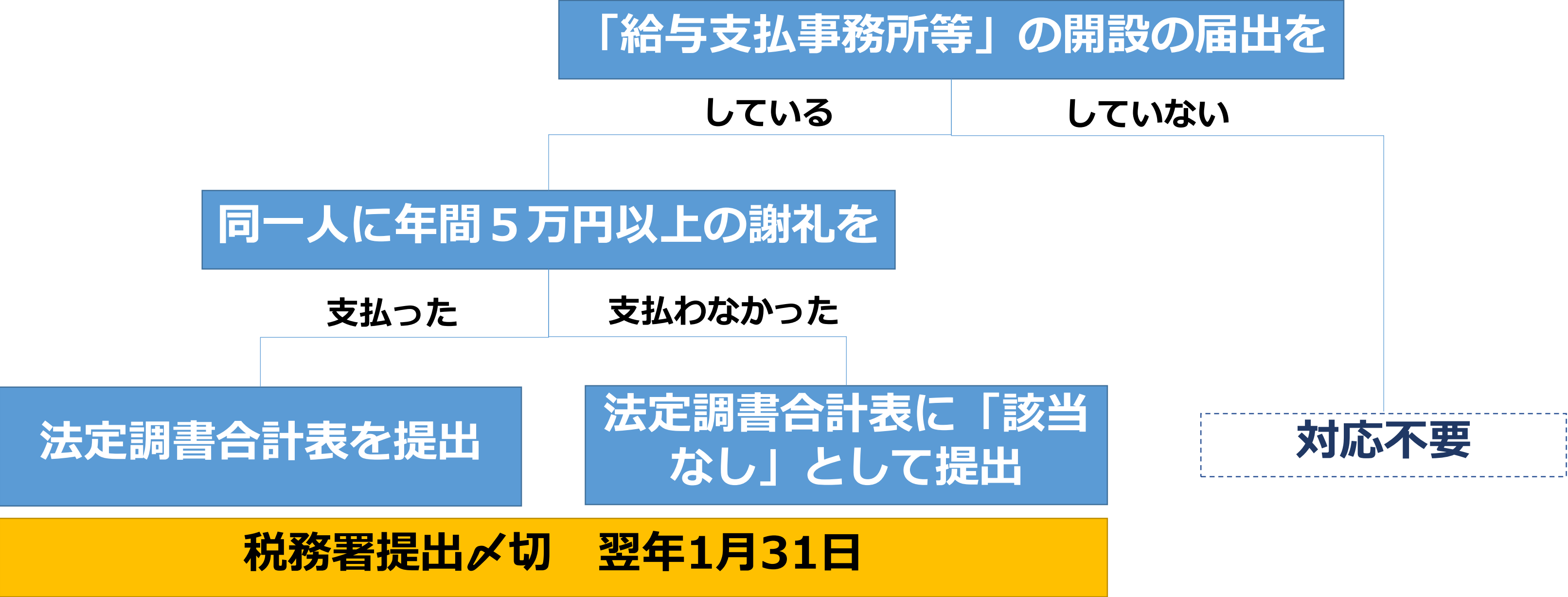
○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

問合せ・書類の提出は、
直接所轄の税務署にお願いします。

<所轄税務署>

- 旧 中・北・西区
…浜松西税務署
- 旧 東・南・浜北区、天竜区
…浜松東税務署

※提出期限…翌年**1月31日**



未提出の場合、
翌年6月頃に税務署から確認があります。

記載例①（共通部分）

F E O 1 0 4

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

令和 年 月 日提出
税務署長 殿

事業種目

整理番号

署番号

税務署
受付印

住所又は所在地
(フリガナ)
氏名又は名称
個人番号
又は
法人番号(印)
(フリガナ)
代表者氏名

クラブの住所・TEL
クラブ名とフリガナ
法人番号
代表者氏名

提出者

調書の提出区分
新規・1 追加・2
訂正・3 無効・4
(フリガナ)
作成担当者
作成税理士
署 名
電話 (- -)

提出媒体
1 給与
2 退職
3 報酬
4 使用
5 譲受
6 贈与
本店等
一括提出
有
税理士番号

1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票 合 計 表 (375)																			
区 分	人				たのうち、源泉徴収票のない者				支 払 金 額				源 泉 徴 収 票 額						
00 雑給、給与、賞与等の 総 額																			
②のうち、円換適用 の日雇労働者の賃金													円						
00 源 泉 徴 収 票 を提出するもの																			
災害減免法 により徴収 猶予したもの																			

(摘 要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区 分	人								
(A) 退職手当等									
(B) 退職金、退職給付金等 を受取るもの									

法定調書合計表については、令和8年8月以降に様式が変更
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

法定調書合計表については、令和8年8月以降に様式が変更される予定です。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

記載例②
(5万以上謝礼を払った人がいない時)

合 計 表 (309)					
所得税法第204条に規定する報酬又は料金等	区 分	人 員		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		個 人	個 人 以 外		
	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)				
	弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)				
	診療報酬(3号該当)				
	職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
	芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
	ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
	契約金(7号該当)				
	賞金(8号該当)				
(A)	計	実	実		
(B)	(A)のうち、支払調書を提出するもの				
区 分		件 数	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	(摘 要)
(A)のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金					
災害減免法により徴収猶予したもの					

該当なし

を記載してください。(電子FDMOCDDVD
「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

記載例③
(5万以上謝礼を払った人がいる時)

書 合 計 表 (309)									
所得税法第40条に規定する報酬又は料金等	区 分				個人以外	支 払 金 額	源泉徴収税額		
	個人	人	人	人					
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)					人				
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)					人				
診療報酬(3号該当)					人				
職業野球選手、騎手等の報酬又は料金(4号該当)					人				
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)					人				
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)					人				
契約金(7号該当)					人				
賞金(8号該当)					人				
(A) 計	実				人実				
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの					人				
区 分	件	数	支 払 金 額	源泉徴収税額	(摘 要)				
(A)のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金									
災害減税徴収額									

謝礼を払った人の人数

謝礼を払った人に払った謝礼の合計額

謝礼を払った人に払った謝礼から差し引いた源泉徴収税額の合計額

5万以上謝礼を払った人の人数

5万以上謝礼を払った人に払った謝礼の合計額

5万以上謝礼を払った人に払った謝礼から差し引いた源泉徴収税額の合計額

A：総額に源泉徴収税を含むパターン

B：総額に源泉徴収税を含まないパターン

A-①

源泉徴収所得税を含む
金額を記入

収書

令和〇年〇月〇〇日

〇〇中はまクル認定クラブ様

¥ 33,411 -

但 講師謝礼金（源泉徴収所得税 3 4 1 1 円を含む）

上記正に領収しました。

浜松市中区中央一丁目 1 - 1

遠州 

A-②

但書きに（源泉徴収所得税
〇〇円を含む）と書く

A-③, B-③

住所、領収者の氏名がある

B-①

源泉徴収所得税を含まない
金額を記入

令和〇年〇月〇〇日

〇〇中はまクル認定クラブ

¥ 30,000 -

但 講師謝礼金（源泉徴収所得税 3 4 1 1 円を控除後）

上記正に領収しました。

浜松市中区 一丁目 1 - 1

遠州 

B-②

但書きに（源泉徴収所得税
〇〇円を控除後）と書く

(3) e-Taxを利用したキャッシュレス納付

手引き
P11

e-Tax 国税電子申告・納税システム

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 各ソフト・コーナー サイトマップ ログイン

A 源泉所得税及復興特別所得税の納付

「その他の手続」→「徴収高計算書（源泉所得税）」の納付を行う

e-Taxソフトをご利用の場合

e-Taxソフト(WEB版)をご利用の場合

e-Taxソフト(WEB版)をご利用の場合

1. e-Taxソフト（WEB版）にログイン後、「申請・納付手続を行う」より、徴収高計算書データを作成し、e-Taxに送信します。
2. 「お知らせ・受信通知」の「受信フォルダ」から、「受信通知（納付区分番号通知）」を確認してください。
3. 「納付区分番号通知」画面で「ダイレクト納付」の『今すぐに納付をされる方』ボタンまたは『納付日を指定される方』ボタンいずれかを選択後、金融機関を選択して下さい。
4. 税目、納付金額等の確認メッセージが表示されますので、確認の上、『はい』をクリックし、納付してください。
5. 納付完了の際には、「お知らせ・受信通知」に『ダイレクト納付完了通知』が格納されます。ご確認ください。



個別相談会の実施

◎補助金の申請を行うクラブ団体を対象とした「個別相談会」を実施予定

【説明会日程】		※諸般の事情により、日程や会場が変更になる場合があります		
7月23日	(木)	18:00～19:30	浜松市教育委員会	
7月29日	(水)	15:00～16:30	浜松市教育委員会	
7月31日	(金)	18:00～19:30	浜松市教育委員会	
8月 2日	(日)	10:00～11:30	浜松市教育委員会	
		13:00～14:30	浜松市教育委員会	

【参加クラブ数】 1回の説明会につき、先着15クラブ（1クラブ2人まで）

【申し込み方法】 7月8日（水）正午より、市ホームページから申込可能

部活動地域展開全般に関する問い合わせ

クラブ団体、指導者向けの個別相談も受け付けます！

はまクルに関する専用相談窓口「はまクル認定サポートライン」



専用フォーム

【24時間対応】

- ・原則 2 営業日以内に回答
- ・至急の場合は、下記番号へ連絡

0120－980－393（平日9：00～18：00）

浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ

TEL 053-457-2405

E-mail chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp





ご参加いただきまして、ありがとうございました。